

第4章 計画の基本的な考え方・事業計画

1 基本理念と基本的視点

本計画では、第2期美深町子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「こどもいきいき、親あんしん、地域で支えるびふかつ子」を継続して基本理念とします。

基 本 理 念

**こどもいきいき、親あんしん、
地域で支えるびふかつ子**

子どもを中心に置き、子どもの成長を一番に考えた支援の充実を図るとともに、その子育て支援を担う保護者への支援は欠かすことができません。

保護者の子育て力の向上、また、子ども子育て家庭を取り巻く住民が積極的な支援を行えるよう「まち全体で子育てを」という意思づけを引き続き進めます。

計画を推進していくうえでは、6つの視点を引き続き継承します。

- (1) こどもの視点
- (2) 次代の親づくりの視点
- (3) サービス利用者の視点
- (4) 社会全体による支援の視点
- (5) すべての子どもと家庭への支援の視点
- (6) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

2 基本目標

本計画においては、基本理念の実現をめざすため、次の9つの基本目標を定めます。

- (1) 地域における子育ての支援
- (2) こどもと保護者の豊かな健康づくりの推進
- (3) こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進
- (6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進
- (7) こどもの安全の確保
- (8) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進
- (9) こども・若者が個人として尊重され、自分らしく成長できる地域社会の実現

3 施策の体系



(1) 地域における子育ての支援

すべての子育て家庭が安心して子育てを行うために、子どもの健やかな成長を地域全体で守り育てる様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、保育サービスの充実や地域の社会資源等の活用による交流活動の促進、地域における子育てネットワークの形成等、子育て家庭と地域の子育て力の向上に努めます。

また、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を実施します。

① 子育て支援サービスの充実

事業名	内 容	所 管
通常保育事業	保護者が就労等により家庭内で保育できない0歳から小学校就学前の乳幼児に対し、必要な保育を行います。	幼児センター
時間外保育事業	通常保育時間を超えて保育が必要な乳幼児に対し、時間内に必要な保育を行います。	幼児センター
一時預かり事業	職業訓練や入院、冠婚葬祭などの理由で保育が必要になった未就園児に対し、一時的に保育を行います。 平日に通常の時間を超えて保育が必要な幼児（保育認定を受けている乳幼児を除く。）に対し、時間内に必要な保育を行います。	幼児センター
放課後児童クラブ事業 （学童保育）	就労等により、保護者等が昼間家庭にいない児童を対象として、児童館に開設します。	教育委員会
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者の病気やその他の理由により家庭における児童の養育が困難となった場合に、一時的に養育・保護を行います。	保健福祉課
育児支援家庭訪問事業	保健師による新生児訪問とあわせて取り組み、出産後間もない段階から支援の必要な家庭を把握し、必要に応じ関係機関と連携して相談・指導・助言を行い、安定した育児養育支援を行います。	保健福祉課
つどいの広場事業	主に乳幼児を持つ保護者が気軽に集い語り合う中で、精神的な安定を得るとともに、様々な悩みや問題解決の糸口を探す機会を提供する事業です。利用目的に合わせた多様な場面を設定し、親子間の交流や育児の孤立化を防止します。	保健福祉課
地域子育て支援拠点事業	地域で子育てを支援する拠点として、子育て相談等の地域支援を行います。 幼児センターにおいて子育て支援室を継続して開設し、「遊びの場の開放」「遊びの広場」や「子育て相談」「子育て講座」を行うとともに、専門的な機関とも連携して子育てに関する相談、指導体制を整えます。	幼児センター
利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用にあたっての相談・助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施します。	幼児センター 保健福祉課

こども誰でも 通園事業	毎日の育児に疲れている方や、子どもにいつもとは違う経験をさせたい方など、未就園児を対象に一時的に幼児センターへ通園させ、集団生活を体験できる環境を整えます。また、幼児教諭や栄養士が保護者の抱える子育ての悩みや不安へのアドバイスを行います。	幼児センター
----------------	---	--------

② 利用者負担額等の軽減

事業名	内 容	所 管
幼児教育・保育 の無償化	令和元年10月から始まった国の幼児教育・保育の無償化について、3～5歳児及び0～2歳児の住民税非課税世帯の保育料の無償化を継続します。	幼児センター
学校給食費軽減 事業	学校給食において、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。	教育委員会

③ 子育て応援力の強化

事業名	内 容	所 管
子育て支援情報 等の提供	子育て支援サービスや子育て情報を集約し、保護者が町の子育て支援について一覧でわかるパンフレットを作成し配布します。	保健福祉課
地域子育て力 強化事業	「せわずき・せわやき隊」を中心に、地域における子育て支援活動を行うとともに、地域に広がる活動となるよう進めます。	保健福祉課

④ 児童の健全育成

事業名	内 容	所 管
放課後子ども 教室事業	放課後の児童、生徒が安心して活動できる場としてCOM100に開設し、活動推進員等を配置して実施します。	教育委員会
放課後や週末、 長期休業日にお ける児童等の居 場所づくり	地域において児童等が安全・安心に活動できる施設として、児童館やCOM100図書室、体育施設などを活用し、多様な活動ができる場を提供します。	教育委員会
様々な社会資源 や団体の連携に よる児童健全育 成の取組	児童館や学校等の活用や、青少年団体と連携し、児童の健全育成の取組や親子ふれあい事業の展開、社会性や自主性を養う場の提供を継続します。	教育委員会
児童委員(民生委 員)の児童健全育 成、児童虐待防 止活動の推進	各関係機関と連携を図り、児童の健全育成や虐待防止などの活動に取り組むとともに、地域の中での身近な相談者となるよう活動を推進します。	保健福祉課

少年非行等の問題を抱える児童及び保護者への地域ぐるみの支援ネットワークの整備	各学校をはじめとする地域の関係機関と連携し、町内青少年の現状把握や問題行動に関する対策を充実します。 また、関係機関と警察署との連携による巡回指導を継続し、非行防止に努めます。	教育委員会
--	---	-------

⑤ その他（世代間交流の推進等）

事業名	内 容	所 管
地域子育て世代間交流の推進	COMカレッジ・IIO美深大学等との世代間の交流を継続して推進します。 また、幼児センターや各学校と連携した幼児教育の推進に努めます。	教育委員会 幼児センター

(2) 子どもと保護者の豊かな健康づくりの推進

子どもが健やかに成長するためには、子どもと保護者が健康であることが必要です。このため、妊娠、出産、子育ての各段階に応じたきめ細かな支援を推進します。

また、発達段階における食育の推進や医療体制の充実、医療費負担の軽減を図ります。

① 子どもや保護者の健康の確保

事業名	内 容	所 管
妊娠期からの継続した支援体制の整備	妊婦の健康保持、安全安心な出産、乳児の順調な発育・発達、育児不安の軽減、保護者自身の健康保持、児童虐待の防止等子どもと保護者に対し、妊娠期からの継続した支援体制を推進します。	保健福祉課
赤ちゃん訪問、乳幼児健診、歯科検診等の充実	妊娠期・出産期・新生児期・乳幼児期の各期に応じた各種健診や保健指導、補助を充実し、安心して子育てができる環境を整えます。	保健福祉課
訪問、乳幼児健診等あらゆる場面での相談の充実	育児不安の解消や児童虐待の早期発見、揺さぶられっこ症候群、誤飲、転落・転倒、やけどなど子どもの事故防止のための啓発や相談体制の充実を図ります。	保健福祉課

② 食育の推進

事業名	内 容	所 管
子どもの発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供	様々な分野が連携し、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供を継続して進めます。 また、地産地消をあわせた食に関する体験活動を、子ども参加型と親子ふれあい型など様々な形態を模索しながら推進します。	教育委員会 幼児センター 保健福祉課

③ 小児医療の充実

事業名	内 容	所 管
小児医療の充実	子どもを健やかに育てる基盤となる小児医療については、広域的な取組を中心に北海道や近隣の市町村及び関係機関、各医療機関と連携し体制の確保を図ります。	保健福祉課
医療費助成事業	子育てにおける経済的支援の一助と対象家庭の福祉向上を図るため、北海道の助成制度を活用し、それぞれの対象の医療費負担軽減（高校生以下の児童の医療費、ひとり親家庭の子の医療費と親の入院医療費、重度身体障害者(児)、重度知的障害者(児)の医療費）を継続します。	住民生活課

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感情を備え、かつ調和のとれた人として成長するために家庭、学校、地域が連携し、教育力の向上を図ります。

また、次代の親の育成を図る観点から、若者が家庭を持つことに夢や希望が持てる事業を継続して取り組みます。

① 子どもの心身の健やかな成長に資する教育の充実

事業名	内 容	所 管
自らの心身を守る正しい知識の普及と豊かな人間性を学ぶ環境の推進	こどもが自身の健康保持増進を考えることができるように、発達段階に応じた一貫した学習の進め方について担当部署と検討します。 その上で、将来の生活習慣病予防や性、薬物等、子どもの心身に影響がでないように正しい知識の普及を推進します。 また、幼児センターにおいては、各学校との連携を図り、児童や生徒が乳幼児とふれあうことで各発達段階時期の相互の特徴を知ることができ、子育てについてのイメージを持てるような場面を継続して設定します。	教育委員会 保健福祉課 幼児センター
心の問題に係る相談体制の充実	各学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心の悩みの深刻化やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応を図ります。	教育委員会

② 子どもの生きる力を育む学校教育環境等の整備

事業名	内 容	所 管
一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実	加配教員の配置により、学習指導の充実に努め、子どもたちの個に応じたきめ細やかな指導を充実します。	教育委員会
英語教育の推進	幼児センター、小学校、中学校等にALT（外国語指導助手）及び英語指導助手を派遣し、国際感覚の醸成やコミュニケーションを目的として英語を運用することができる人材の育成を図ります。	教育委員会

健康教育の推進	子どもたちに、心身の健康保持増進に必要な知識と適切な生活習慣が身につくよう、継続して健康教育を推進します。	教育委員会
道徳教育の充実	子どもたちの豊かな心を育むため、継続して指導方法の工夫に努め、心に響く道徳教育の充実を図ります。	教育委員会
地域との連携による多様な体験活動の推進	子どもたちの「生きる力」を育むための方策として、自然体験活動などの地域と連携した多様な体験活動はとても有意義なものであるため、今後も地域と連携して取り組みます。	教育委員会
相談体制の整備	地域住民からの教育行政に関する意見や要望などに的確に対応するため、相談窓口となる教育行政相談員を配置します。	教育委員会
安全で豊かな環境の学校施設の整備	子どもたちに安全で豊かな環境を提供するため、学校施設の保守点検に努めます。	教育委員会
児童生徒の安全管理	各学校において作成した危機管理マニュアルを徹底し、家庭や地域との関係機関・関係団体と連携しながら、安全管理に万全を期すよう努めます。	教育委員会
コミュニティ・スクールの活用	保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度により、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進します。	教育委員会
山村留学制度推進事業	雄大な自然の中で学校生活を送り、人間性豊かな児童生徒の育成を図るため、山村留学希望者の確保と受入体制の整備を進め、事業の継続と特色ある教育を推進します。	教育委員会
青少年教育交流事業	生活、文化、経済事情の違いを体験するとともに、産業視察、ホームステイを通じて感性豊かな児童生徒の育成を図るため、交流事業に継続して取り組みます。	教育委員会
幼児センターの運営	職員研修の充実を図り、一人一人の子どもに応じた保育、教育を通じ、豊かな人間形成の基礎を養います。 また、小学校への円滑な接続を図るため、職員を含めた交流事業を行います。	幼児センター
乳児保育・幼児教育についての情報交換	幼児センターの事業運営について情報を積極的に提供するとともに、発表会や運動会を通じ、保護者や地域の人たちとの連携を図り、乳児保育・幼児教育についての情報交換に努めます。	幼児センター

③ 家庭や地域教育力の向上

事業名	内 容	所 管
家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実	子どもの成長発達に応じた家庭教育に関する学習機会や場の確保、情報の提供に努めます。	教育委員会 保健福祉課
公民館事業：家庭教育学級の開催	保護者の学ぶ機会を提供するため、開催方法や内容を検討しながら家庭教育に関する諸講座の開催に努めます。	教育委員会
地域における多様な体験活動の充実	地域の人材や関係機関と連携を図り、子どもたちに多様な体験活動の機会を提供するよう努めます。	教育委員会

地域におけるスポーツ環境の確保	地域の各種団体と連携し、子どもたちの多様なニーズにこたえる地域スポーツ環境の整備とスポーツ指導者の確保に努めます。	教育委員会
スポーツ教室事業	幼少期からスポーツに親しむ機会の提供に努めるとともに体力の向上を図ります。	教育委員会
スポーツ大会事業	スポーツを通して町民が一堂に会する場を設け、地域における異世代間交流、親子のふれあいに配慮した競技や種目を継続します。	教育委員会
体育施設の利用	子どもの利用しやすい施設整備や利用時間の設定に努めます。また、学校開放事業についても、継続して進めます。	教育委員会

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	内 容	所 管
子どもたちを有害環境から守るための取り組み	関係機関・団体やPTA等の地域住民と連携・協力して、性・暴力などの有害情報から子どもたちを守るため、学習会や研修会等の開催により、それぞれが危機感を持てるような意識づくりを行うとともに、様々な機会を通して啓発活動を強化します。	教育委員会

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと保護者が安全安心で快適な生活を送れるよう、道路環境等公共施設の整備を推進し、公共施設のバリアフリー化や、子どもを健やかに育てられる環境保全の取組など、子育て環境の推進に努めます。

また、ニーズに併せ、買い物支援サービスを実施します。

① 住宅及び公園環境の確保

事業名	内 容	所 管
公営住宅整備と公園管理	子供の成長に対応した柔軟な公営住宅の検討や、公営住宅児童遊園の適正な維持管理に努めます。 公園の遊具等については、多くの町民が利用できるよう、今後も様々なアイデアによる整備と健全な維持管理に努めます。	建設水道課

② 子どもが遊べる環境づくり

事業名	内 容	所 管
遊び場の確保	保護者からの要望の多い「遊び場」の確保については、関係部署との連携により、既存施設を有効に活用しながら屋内外で安心して遊べる場の確保に向けて、改めて保護者等の意見を聞きながら、検討を進めます。	教育委員会 幼児センター 保健福祉課

③ 安全な道路交通環境の整備

事業名	内 容	所 管
安全な道路環境の整備	地域生活道路について、歩道及び車道の維持補修を随時行うとともに、カーブミラーなどの交通安全設備についても地域と協議しながら整備を図り、安全な道路交通環境維持に努めます。	建設水道課 住民生活課

④ 公共施設のバリアフリー化の推進

事業名	内 容	所 管
公共施設のバリアフリー化の推進	公共施設の大規模改修や新築の際に、妊産婦や乳幼児連れの方が安心して利用できるよう、バリアフリー化などの環境整備に努めます。	建設水道課

⑤ 安全・安心なまちづくりの推進

事業名	内 容	所 管
通学路や公共施設等における防犯設備の整備	交通安全、防犯灯・街灯の維持管理については、自治会及び市街地街灯維持会の要望を考慮しながら維持管理を継続し、夜間における交通安全や治安の維持に努めます。 道路新設や公共施設建設などに伴い、必要な場所に街灯の設置を行います。	住民生活課 建設水道課 総務課

⑥ 快適な住まい環境の整備促進

事業名	内 容	所 管
快適な住まい環境の整備促進	18歳以下の子供を扶養している世帯が、住宅の新築若しくは10㎡以上の増築を伴う改築を行う場合、通常の住環境整備に係る補助に上乗せした支援を行い、安心して子育てがでる環境の充実を図ります。(令和9年3月31日まで)	企画商工観光課

⑦ 買い物支援サービスの推進

事業名	内 容	所 管
買い物宅配サービス事業	買い物購入品を自宅に持って帰ることが困難な未就学児童のいる世帯に対し、購入品を宅配するサービスを行います。（びふかニューパブリック協議会）	企画商工観光課 (びふかニューパブリック協議会)

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

男女が共に働きやすく、子育てと仕事を両立できる職場環境の整備や、多様で柔軟な働き方の実現に向けた広報、啓発活動を推進するとともに、多様な就労状況に対応できる支援基盤の整備に努めます。

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

事業名	内 容	所 管
仕事と生活の調和実現を目指した広報・啓発、情報提供	労働者、事業主、地域住民の意識改革を推進するため、国・北海道・関係団体と連携を図りながら広報・啓発、情報提供に努めます。	企画商工観光課

② 仕事と子育ての両立の推進

事業名	内 容	所 管
仕事と子育ての両立のための基盤整備	仕事と子育ての両立を支援するため、保育サービスや学童保育の充実を図るとともに、要望のあるファミリーサポートセンター実施について協議します。	保健福祉課 教育委員会

(6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

少子化対策の一環として、結婚・妊娠・出産・育児の各段階に応じた切れ目のない支援の提供に努めます。

新たにこども家庭センターを設置し、子育てを総合的に支援するほか、出産期・子育て期の経済的支援を実施します。

① 結婚に関する支援の推進

事業名	内 容	所 管
グリーンパートナー確保事業 (美深町農業後継者育成推進協議会事業)	婚活に意欲のある独身農業青年に対し、婚活推進及び婚活にかかる費用を支援します。また、結婚された農業青年に結婚記念品を贈呈します。	農業委員会 (美深町農業後継者育成推進協議会)

② 妊娠に関する支援の推進

事業名	内 容	所 管
出産子育て応援事業	妊娠期からの切れ目ない支援を行うため妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。	保健福祉課
不妊治療費補助事業	医師が必要と認めた治療に係る医療費の自己負担額と保険適用外治療費の一部を補助します。また、北海道特定不妊治療公費負担事業の助成額を超えた費用の一部を補助します。	保健福祉課

③ 相談支援の充実

事業名	内 容	所 管
こども家庭センターの設置	妊娠期から子育て期までの総合的な支援を実施し、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援に向けて、こども家庭センターを設置します。	保健福祉課
保護者への相談支援	生活保護世帯や生活困窮者の自立に向けた相談のほか、子育て支援を必要と知る過程に対する相談支援の取組を推進します。	保健福祉課

(7) 子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、関係機関や地域等と連携して安全確保と防犯に努めます。

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業名	内 容	所 管
交通安全教育等の実施	交通安全指導員や地域の団体、関係機関と連携し、保護者や児童に対し様々な機会を利用して意識啓発に取り組みます。	住民生活課
チャイルドシートの正しい使用の徹底	チャイルドシートの正しい使用を推進するため、普及啓発活動を展開します。 さらにチャイルドシートの普及と購入負担の軽減を図るためレンタル事業を継続します。	住民生活課

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業名	内 容	所 管
犯罪・事故等の被害から子どもを守るための取組	地域安全推進協議会を中心として、関係機関・団体と連携して交通安全や犯罪防止を推進します。 また、子どもたちをはじめ保護者や地域住民の防犯意識の高揚を図るため、防犯弁論大会等を継続して開催します。 (事業主体：美深地区地域安全推進協議会連合会)	住民生活課
学校付近や通学路におけるパトロール活動の推進	地域全体の防犯活動とあわせて、自主防犯パトロール活動を推進し、子どもたちの安全確保に努めます。 (事業主体：美深町地域安全推進協議会)	住民生活課 教育委員会
子ども110番の家等ボランティア活動の支援	子どもの緊急避難場所となる「子ども110番の家」について、地域の方々の理解と協力を得ながら、継続した登録を呼びかけます。 (事業主体：美深町青少年育成協議会)	教育委員会

(8) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の防止対策やひとり親家庭等の自立支援、障がいのある子どもと保護者の支援のほか、生活困窮世帯等に対する経済的負担の軽減などの支援体制を整備します。

① 児童虐待防止対策の充実

事業名	内 容	所 管
関係機関との役割分担及び連携の推進	要保児童対策地域協議会を中心に、各関係機関との連携し、児童虐待の未然防止と、早期発見・早期対応に努め、適正な支援を行います。	保健福祉課

② ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業名	内 容	所 管
ひとり親家庭等の自立支援の推進	子育てなどの日常生活や、就業、養育費等に関する支援について、国・道の支援事業を中心に実施するとともに、多くのひとり親家庭等に周知できるようリーフ等を配布して情報提供を行います。	保健福祉課

③ 障がい児施策の充実

事業名	内 容	所 管
健康診断等による予防・早期発見	障がいの原因となる疾病の予防や障がいの早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健診や学校における健康診断等を推進し、必要な場合は保護者との十分な話し合いにより関係機関へつなげ早期療育を行います。また、近隣市町村で広域運営している名寄地域子ども発達支援推進連絡協議会で早期発見・療育体制の確保を図ります。	保健福祉課
適切な医療・福祉サービスの充実	障害者自立支援法に基づく各種福祉サービスを中心に制度の周知を含めて支援するとともに、近隣市町村で共同運営を行っている療育指導訓練事業についても体制を維持継続するよう努めます。	保健福祉課
教育支援体制の整備	特別な教育的支援を必要とする児童に対し、教育・福祉・医療等の関係機関が連携・協力し、将来にわたり一貫して教育をサポートします。また、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担軽減のため、経費の一部補助を継続します。	教育委員会
各事業における障がい児の受入れ	各種保育事業等において、必要な職員体制を確保し、可能な限り障がい児の受入に努めるとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ります。	教育委員会 幼児センター
関係機関・団体との連携協力	児童相談所の巡回児童相談を活用し、相談体制の確保に努めます。	保健福祉課

④ 生活困窮世帯に対する経済的負担の軽減

事業名	内 容	所 管
要保護及び準要保護児童生徒支援事業	学校教育法の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し給付を実施します。 【学用品、修学旅行費、通学用品、給食費】	教育委員会

(9) こども・若者が個人として尊重され、自分らしく成長できる地域社会の実現

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を社会のまんなかに据えて、こどもや若者の意見を聴く場を設けます。

また、こどもの権利やこども基本法を広く住民へ周知し、理解を深めます。

さらに、高校や大学進学等に対する支援を実施します。

① こども・若者の多様な人格・個性の尊重

事業名	内 容	所 管
こどもの権利の普及啓発	子どもの権利条約やこども基本法について、こども・若者や子育て当事者を含む町民に対し、正しく理解されるよう情報発信や普及啓発に努めます。	保健福祉課

② こども・若者、子育て当事者の意見を聴き、住みよいまちづくりの推進

事業名	内 容	所 管
こども未来トーク事業	地域のこどもたちが美深を知る体験と愛着を育てる機会として、町長と対話を行うことで、我が町「美深町」への関心を高め、こども・若者の意見が町政へ反映されるよう努めます。	企画商工観光課 保健福祉課
若者、子育て当事者の意見反映の促進	インターネットやSNSを活用するなどして、幅広く意見を聴き、こども・若者の意見が町政に反映されるよう努めます。	保健福祉課

③ 高校・大学進学等に対する支援

事業名	内 容	所 管
育英資金貸付	大学・高校などへ進学する生徒がいる家庭で、経済的理由により修学が困難な方に対し、育英資金を貸付します。	教育委員会
美深高等学校卒業生奨学金	美深高等学校を卒業し、大学や短期大学、専門学校に進学する生徒に対し、返済不用の奨学金を支給します。	教育委員会